

第89回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時



開催場所

東京都港区南麻布一丁目18番4号
当社本店会議室

決議事項

【会社提案(第1号議案から第3号議案まで)】

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

【株主提案(第4号議案から第6号議案まで)】

- 第4号議案 定款の変更の件
- 第5号議案 重要な非中核資産の処分(老人ホーム)の件
- 第6号議案 自己株式の取得の件

目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
提供書面	
事業報告	19
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

株主各位

証券コード1807
2020年6月10日

東京都港区南麻布一丁目18番4号
株式会社佐藤渡辺
代表取締役社長
石井直孝

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って**2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2020年6月25日（木曜日）午前10時
- 2. 場 所** 東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室
末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項** ① 第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

【株主提案（第4号議案から第6号議案まで）】

- 第4号議案 定款の変更の件
- 第5号議案 重要な非中核資産の処分（老人ホーム）の件
- 第6号議案 自己株式の取得の件

株主提案（第4号議案から第6号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類（13頁から18頁まで）」に記載のとおりであります。

以 上

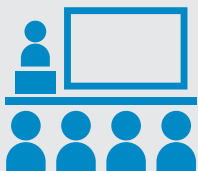
インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.watanabesato.co.jp/>）において掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類および提供書面の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.watanabesato.co.jp/>）において周知させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分必着

インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

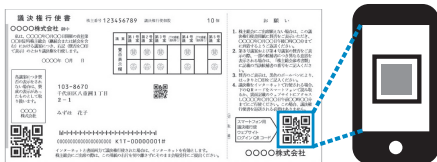
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「スマート行使」について

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従つて行使をしていただきますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

- ※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
- ※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトにてご修正をいただきますようお願い申し上げます。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従つてお手続きください。
- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

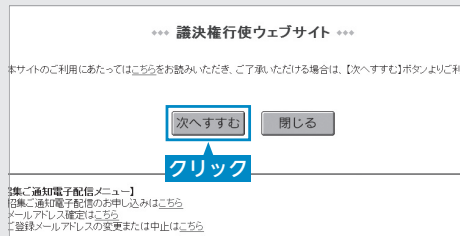
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 （平日午前9時～午後9時）

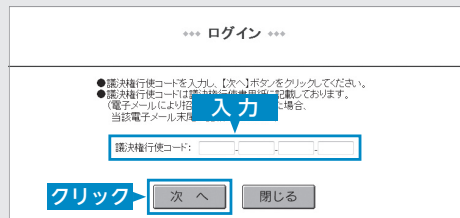
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



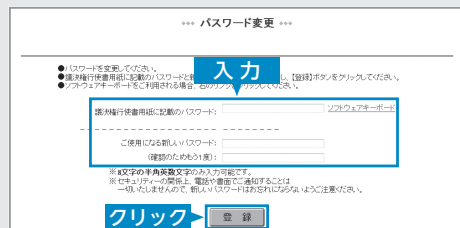
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（1名の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第6号議案は1名の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**13頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご案内します。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案			
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く	第3号議案
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

株主提案		
第4号議案	第5号議案	第6号議案
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

会社提案・当社取締役会の意見に反対される場合

会社提案			
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く	第3号議案
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>

株主提案		
第4号議案	第5号議案	第6号議案
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

❗ ご注意事項

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

第89期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、191,426,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

石井 直孝 (1955年12月6日生)

再任

在任年数
3年

所有する当社株式の数
2,400株

取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2007年4月 当社工事本部工務部長
2009年4月 当社事業本部工務部長
2009年12月 当社中部支店副支店長
2012年4月 当社執行役員西日本支店長
2015年4月 当社執行役員中日本支店長
2016年4月 当社常務執行役員中日本支店長
2017年4月 当社常務執行役員経営企画室長
2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長
2018年4月 当社代表取締役社長
現在に至る

選任理由

石井直孝氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに西日本支店長、中日本支店長などを歴任、2017年には取締役経営企画室長、2018年には代表取締役に就任し、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、当社の継続的な企業価値向上に努めております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

原 淳一 (1954年8月9日生)

再任

在任年数
3年所有する当社株式の数
2,200株取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2008年4月 当社監査室長
 2009年12月 当社事業本部工務部長
 2011年4月 当社工事本部工務部長
 2012年4月 当社執行役員工事本部工務部長
 2013年4月 当社執行役員施設工事支店長
 2016年4月 当社常務執行役員営業本部長
 2017年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
 2020年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長
 現在に至る

選任理由

原淳一氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに、工事本部工務部長、施設工事支店長などを歴任、2016年から当社の営業部門を統括、2017年に取締役に就任し、以来、当社の経営を担い、継続的な企業価値向上に努めております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

丹波 弘至 (1954年11月30日生)

再任

在任年数

2年

所有する当社株式の数

1,000株

取締役会への出席状況

100%(14回/14回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2005年10月 当社関東支店総務部長
2009年4月 当社管理本部企画部長
2010年4月 当社管理本部管理部長
2011年4月 当社管理本部管理部長兼経営企画部長
2013年4月 当社執行役員管理本部経理部長
2017年4月 当社執行役員管理本部長
2018年6月 当社取締役執行役員管理本部長
2019年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長
現在に至る

選任理由

丹波弘至氏は、当社において長年にわたり管理部門全般に従事し、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、管理本部管理部長・経理部長を歴任、2017年から当社の管理部門を統括、2018年に取締役に就任し、以来、当社の経営を担い、継続的な企業価値向上に努めております。

これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

池田 政人 (1956年11月23日生)

新任

所有する当社株式の数
1,000 株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2010年 4月 当社施設工事支店工事部長兼安全環境部長
 2013年 4月 当社工事本部工務部長
 2015年 4月 当社執行役員西日本支店長
 2018年 4月 当社常務執行役員関東支店長
 2020年 4月 当社常務執行役員工事本部長
 現在に至る

選任理由

池田政人氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通した高い専門知識を有するとともに、西日本支店長、関東支店長などを歴任、2020年4月から当社の工事部門を統括し、取締役として求められる幅広い経験と能力が培われており、当社の継続的な企業価値向上に貢献していただけると判断させていただきました。これらのことから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

横山 和彦 (1953年9月18日生)

再任

社外

独立

在任年数
1年所有する当社株式の数
一 株取締役会への出席状況
100%(9回/9回)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月 株式会社協和銀行入行
 2007年 6月 りそな信託銀行株式会社執行役員証券信託営業部担当
 2009年 4月 株式会社りそな銀行常勤監査役
 2012年 6月 同行退任
 2012年 6月 昭和リース株式会社取締役会長
 2018年 6月 同社退任
 2018年 6月 河西工業株式会社社外取締役
 2019年 6月 当社社外取締役
 現在に至る

選任理由

横山和彦氏は、長きにわたり金融機関に在籍し経営者としての経験があり、事業会社で社外取締役を経験するなど幅広い見識を有しているとともに、2019年には当社の社外取締役に就任し、以来、重要な意思決定や経営全般に対する適切な監督と有効な助言をいただいております。

これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数
一 株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 株式会社協和銀行入行
2013年 4月 株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員
2014年 6月 株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役
2017年 4月 りそな決済サービス株式会社代表取締役社長
2017年 6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長
2017年 6月 株式会社りそなホールディングス退任
2019年 6月 ソーダニッカ株式会社社外取締役
2020年 3月 りそな決済サービス株式会社退任
現在に至る

選任理由

古川裕二氏は、長きにわたり金融機関に在籍し経営者としての経験があり、豊富な見識と高い専門能力を有しております。同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断させていただきました。

これらのことから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横山和彦氏および古川裕二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。
3. 社外取締役候補者と特定関係事業者の関係について
横山和彦氏および古川裕二氏は会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。なお、両氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。加えて、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は本株主総会において横山和彦氏の再任が承認された場合、当社と同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を継続する予定であります。また、古川裕二氏の新任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

久保 義人 (1962年10月27日生)

社外

独立

所有する当社株式の数
一 株

略歴（重要な兼職の状況）

1996年 4月 弁護士登録
横浜弁護士会会
豊島・佐藤総合法律事務所勤務
2003年10月 パートナー弁護士となり、豊島・佐藤・久保総合法律事務所へ変更
2014年10月 事務所名を港の見える法律事務所と変更
現在に至る

選任理由

久保義人氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、監査役の員数を欠くことになる場合に社外監査役として就任いただき、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 久保義人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認され、久保義人氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うものであります。

【株主提案（第4号議案から第6号議案まで）】

第4号議案から第6号議案までは、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

【株主提案】

第4号議案 定款の変更の件

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

議題1：定款の変更

議案の要領

現行定款へ以下の条項を新たな条項として追加するとともに、それ以降の条項の番号について所要の繰り下げを行う。

第18条（重要な財産の処分）

当会社の株主総会において、当会社の保有する非中核事業に関する重要な財産を処分すべき旨の過半数の承認による決議がなされた場合には、当会社の取締役は、当該決議において示された期限に従って当該財産を処分する。

提案の理由

現行の定款上は、貴社の重要な資産の処分は取締役会の専決事項であると解される。

株主総会において、貴社の非中核事業に関する重要な資産の処分を決定できることとするために、現行定款の修正を提案する。

貴社が非中核事業に関する時価約38.1億円にも上る資産を保有している現状に照らせば、重要な非中核資産の継続保有について株主の声を反映する手段を確保することは極めて有意義である。¹

上場会社は、自らの資本コストを的確に把握し、資本効率に関する目標の実現のために具体的に何を実行するのかを株主へ明確に説明すべきである（改訂CGコード原則5-2参照）。株主総会に重要な非中核資産の処分の決定権を付与することは、こうした資本コストの把握や資本効率に関する目標の実現へ向けた施策についての説明を貴社の経営陣へ促すことに大きく貢献すると考える。

¹38.1億円は、貴社最新の開示情報にある、貴社が保有する非中核事業にかかる不動産の時価であるが、貴社とのこれまでの会話によれば、「本件資産」にかかる時価が非中核事業にかかる不動産の時価の太宗を占めるとのことであるため本提案書においては「本件資産」の時価を38.1億円としている。

<提案株主からの第4号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

重要な財産の処分は、法律上、取締役会の専決事項とされておりますところ（会社法第362条第4項第1号）、当社は、株主の皆様からご信任をいただいた取締役をもって構成される取締役会において、各取締役の善管注意義務の下、重要な財産の処分の当否の判断を行っております。第4号議案として提案されている定款の変更は、法律により定められた株式会社における権限分配の規律に反するため不適切であり、また当社にとって不必要と思料いたします。

なお、当社の、社有不動産についての基本的な考えは、事業用地としての収益貢献度が、維持・所有に要する固定経費に見合う活用をすることとしております。個々の物件につきましては、地域性・同種同条件との等価換算価値などに財務基盤を担保する価値などの条件を加味し、利用促進・現状維持・処分などの判断を適宜行うこととしております。

社有不動産の処分等については、将来的なあらゆる局面を想定し、柔軟かつ適時適切に判断してまいりますので、今後も引続き取締役会の判断に御一任いただきますようお願いいたします。

したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【株主提案】

第5号議案 重要な非中核資産の処分（老人ホーム）の件

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

議題2：重要な非中核資産の処分（老人ホーム）

議案の要領

上記の議題1が承認可決されることを条件として、貴社が保有する非中核事業に係る資産である東京都港区南麻布一丁目21番地1の老人ホーム（以下「本件資産」という）の土地建物を、遅くとも2021年3月末日までに処分する。

提案の理由

本件資産は貴社の非中核事業に属し、時価は約38.1億円、利益率は約年2%未満である。

かかる多額かつ低利益率の非中核資産の保有は資本の使途として容認できない。経営陣は速やかに本件資産を売却し、売却資金をより魅力的な投資先へ再投資することで、資本配分効率と市場評価の改善を図るべきである。

本件資産の売却資金を、貴社の中核事業（投下資本利益率:約15%）又は経営陣が適切に判断する他の投資機会へ投下すれば、年0.8億円の賃貸収入に代えて、利益率15%であれば約5.71億円の利益を期待できる。10年の投資期間で比較すれば、その差は8億円と5.71億円となる。²

近時の不動産価格はほぼ天井で推移し、下落が始まれば本件資産の売却は困難となる。

金融リスクの観点からは、利益率2%の非流動資産よりも現金の保有が明らかに望ましい。本件資産が当初は地域貢献を目的に開発されたとしても、現段階での売却は当初の目的を損ないはしない。むしろ、貴社全体の収益性の改善へ向けた極めて優れた機会であるというべきである。

以上の理由により、貴社経営陣は、本件資産を売却し売却代金を事業に投資する、別の適した投資に充当する、又は一部でも株主に還元するべきであると考えます。

²5.71億円は、38.1億円を投資元本とし年率15%の利回りで事業収入を得たの仮定に基づく。

<提案株主からの第5号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第4号議案に関して申し上げたとおり、重要な財産の処分については、法律の定めに従い、株主の皆様からご信任をいただいた取締役をもって構成される取締役会において、各取締役の善管注意義務の下、適切に判断してまいります。

第4号議案のご提案が不適切かつ不必要である以上、第4号議案の承認可決を条件として提案されている第5号議案もまた、不適切かつ不必要と史料いたします。

なお、提案株主の提案理由に敷衍して若干ご説明しますと、当社は、社有不動産の賃貸事業につきましては、賃貸不動産の事業価値を注視し、取締役会において、弾力的に判断ができるよう外部専門家の意見の聴取や鑑定評価を含めて事業の合理性・必要性を個別に検証しております。

本件資産（提案株主からの第5号議案の要領において定義される意味を有するものとし、以下同じです。）につきましても、毎期末における事業者の管理運営状況や、今後の事業環境変化における臨機の処置も含め判断しております。その結果、当社取締役会としては、現時点で本件資産の資産価値を毀損する状況には無く、同種同条件と比較しても見劣りするとは考えておらず、現段階で本件資産を売却する必要はないと判断しております。

また、社有不動産の賃貸事業に関しては、当社グループの通常の営業形態として第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動を補完し、年間を通し売上を安定させる方針にも合致する事業として機能しております。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【株主提案】

第6号議案 自己株式の取得の件

(会社注) 以下は、提案株主から提出された株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

議題3：自己株式の取得

議案の要領

会社法156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に普通株式を、株式総数300,000株、取得価額の総額550,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案の理由

具体的な投資ニーズがなく、余剰資金が積み上げられ、さらに株価が割安値で推移している場合、自社株買いの実施は有効である。自社株買いは、株主に余剰資金を還元する最良の方法であり、自社の株価が割安であることを株式市場へ知らせる手段でもある。

- A) ネットキャッシュと投資有価証券等の積み上げによって、自己資本利益率（ROE）が低下している。
- B) 2020年3月27日付の株価終値により、当会社の株価は、株価純資産倍率（PBR）0.33倍で同業他社に比べ最も低く、非常に割安な水準で推移しているため、自社株式の買戻しが一株当たり利益と一株当たり純資産額を引き上げる優れた選択肢であると考えます。
- C) 限られた投資案件等と一貫して高いフリーキャッシュフロー（平均して960百万円を）は、当社が生み出す剰余金を再投資することが困難に直面していることを示している。
- D) 建設業界における業界再編の動向を勘案すれば、より高い株価は買収の動きがある場合、少数株主の価値を守るものであります。

年度 (単位：百万円)	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期 (見込み)
ネットキャッシュ+投資(除く外部負債)	1,108	996	△579	2,276	2,589	2,026	2,967	3,926
純利益	1,624	1,646	915	1,480	1,683	995	1,234	1,200
自己資本	8,562	10,301	10,830	12,126	13,648	14,480	15,415	16,483
ROE%	19%	16%	8%	12%	12%	7%	8%	7%
フリーキャッシュフロー	1,808	704	△342	2,005	1,040	64	985	1,047
総配当金支払額	△40	△127	△135	△80	△112	△159	△159	△191

3

³2019 Estの3,926百万円は、2019年12月末現在のもの

同じく、Net profitの1,200百万円は経営陣による最新のガイダンスに基づく

同じく、Equity 及び Free Cash Flow は弊社の予想及び経営陣によるガイダンスに基づく

<提案株主からの第6号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は株主様への利益還元を重要課題と認識しており、経営体質の強化及び将来の事業展開に備えての内部留保の充実等を勘案し、業績に対応し、配当性向を考慮しつつ安定した配当を維持することによる還元を基本方針としております。

当社といたしましては、株主様への利益還元に意を用いつつ、並行して経営体質の強化を行うための内部留保の充実も図り、将来に向けた技術開発投資・人財投資・設備投資を行うことで企業価値を向上させ、中長期的な視点による持続的な成長を図っていくことが、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

当社は、自己株式の取得も、株主還元の有用な一手段と認識しておりますものの、上述の次第で配当による還元を基本方針としており、株主還元の強化及び資本効率の向上並びに経営環境の変化に対応した資本政策を実行するために、臨機応変に判断することとしております。また、当社定款第8条には、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨の定めが置かれており、当社取締役会といたしましては、時機が到来した折には、株主総会でご決議をいただくことなく、かかる定めにより自己株式の取得を行うことも検討してまいり所存でおります。

したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費や生産の停滞が顕在化するなど、景気の先行きは非常に厳しい状況で推移いたしました。

道路建設業界におきましては、公共投資、民間設備投資ともに堅調に推移しましたが、受注競争の激化や原材料費・労務費の上昇傾向が続くなど、経営環境は依然として厳しい状況でありました。

このような状況の中で、当社グループは、“創業100周年”と“ポスト五輪”を見据え、経営基盤のさらなる強化を推進することを基本方針とする「中期経営計画（2018年度～2020年度）」を策定し、その計画達成に向けてグループ一丸となって取り組んでまいりました。その結果、売上高は前期繰越高が増加したものの、当期受注工事の受注時期の遅延等から完成時期の翌期へのずれ込み等の影響により、受注高は、394億3千6百万円と前年同期比1.9%減となり、売上高は、368億6千1百万円と前年同期比5.1%減となりました。

損益につきましては、売上高の減少に加え、手持工事で利益改善が計画通り進まなかったこと等により、経常利益は、15億6千5百万円と前年同期比15.5%減となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、10億4千4百万円と前年同期比15.3%減となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	舗 装	11,787,804	29,228,855	27,570,204	13,446,455
	土 木 等	976,013	5,594,453	4,677,800	1,892,667
	計	12,763,818	34,823,308	32,248,004	15,339,122
製品等販売部門		—	4,613,421	4,613,421	—
合 計		12,763,818	39,436,730	36,861,426	15,339,122

(工事部門)

当連結会計年度の受注高は34,823百万円（前年同期比2.4%減）となりました。また、完成工事高は32,248百万円（前年同期比6.1%減）となり、次期繰越高は15,339百万円（前年同期比20.2%増）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	常磐自動車道 山元～岩沼間舗装工事	宮城県
国土交通省東北地方整備局	国道106号 下腹帯地区舗装工事	岩手県
西洋環境開発株式会社	紀の川用水路改良工事	和歌山県
東京港埠頭株式会社	令和元年度外貿埠頭ヤード舗装及びその他補修工事	東京都
国土交通省東北地方整備局	大峠山地区舗装工事	宮城県

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
中日本高速道路株式会社	東海北陸自動車道 郡上舗装工事	岐阜県
株式会社フジタ	仙台市富沢駅西土地区画整理事業 造成工事	宮城県
国土交通省東北地方整備局	高田地区舗装工事	岩手県
国土交通省関東地方整備局	中部横断自動車道富士栲根地区舗装工事	山梨県
内閣府沖縄総合事務局	那覇空港滑走路増設 5 工区・6 工区舗装等工事	沖縄県

(製品等販売部門)

当連結会計年度の売上高は4,613百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、合材工場の機械設備及び工事中用機械などの拡充更新を中心に投資を行い、その総額は約4億円であります。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移していくことが見込まれておりますが、民間設備投資については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期や縮減の可能性もあります。また、受注競争の激化や原材料価格の高騰、建設現場における労働者不足による建設コストの上昇が懸念されるなど、引き続き厳しい経営環境で推移すると思われれます。

このような環境のもと、まずは新型コロナウイルス感染症による足元の影響の極小化に努め、目標最終年度を迎える「中期経営計画（2018年度～2020年度）」の達成に向けて、当社グループ一丸となって取り組んでおります。重点施策である、安定した収益の確保、現場力の向上、コーポレートガバナンスの更なる充実、コンプライアンス経営の徹底に継続的に取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 86 期	第 87 期	第 88 期	第 89 期 (当連結会計年度)
受 注 高	39,165,968	36,480,233	40,194,348	39,436,730
売 上 高	37,308,474	38,546,293	38,835,319	36,861,426
経 常 利 益	2,429,556	1,507,584	1,853,844	1,565,706
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,683,146	993,863	1,233,863	1,044,555
1株当たり当期純利益	527.51円	311.51円	386.74円	327.40円
総 資 産 額	31,233,731	31,347,494	31,114,476	31,515,637
純 資 産 額	13,692,774	14,532,583	15,470,645	16,232,294
1株当たり純資産額	4,277.64円	4,538.61円	4,831.60円	5,066.78円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 2017年10月1日付で、普通株式について5株を1株の割合で株式併合を行っており、第86期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
拓 神 建 設 株 式 会 社	千円 40,000	% 100.0	道路舗装工事請負業
株 式 会 社 弘 永 舗 道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造及び販売業
株 式 会 社 創 誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装工事、土木工事等の請負並びにこれらに関連する事業を行うほか、アスファルト合材等の製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本 店 東京都港区南麻布一丁目18番4号

支 店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋市）
北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（大阪府大阪市）
中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

技術研究所（茨城県稲敷郡）

② 重要な子会社

拓神建設株式会社（神奈川県横浜市）、株式会社弘永舗道（青森県弘前市）

株式会社創誠（福島県石川郡）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
491名	(増) 3名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
476名	(増) 2名	44.7歳	20.8年

(注) 上記従業員数には他社への出向者4名と臨時従業員の196名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	736,854千円
株式会社みずほ銀行	425,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 (自己株式を除く) | 3,190,435株 |
| 自己株式 | 5,265株 |
| (うち、当期取得自己株式) | －株) |
| (3) 株 主 数 | 653名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 忠 泰	390 ^{千株}	12.2%
H O R I Z O N G R O W T H F U N D (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	368	11.6
有 限 会 社 創 翔	331	10.4
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	241	7.6
株 式 会 社 ア ス カ	196	6.1
宇 部 興 産 株 式 会 社	161	5.0
常 盤 工 業 株 式 会 社	105	3.3
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	75	2.4
内 藤 征 吾	73	2.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	68	2.2

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (5,265株) を控除して計算しております。
2. 2019年7月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、オリソン・カピタル・マナヘメント・ソシエダ・アノニマが2019年7月2日現在で368千株を処分した旨が記載されております。
3. 2019年7月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エイチビーエム・インベストメント・マネジメント (ビーブイアイ) エルティディが2019年7月2日現在で368千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

役職名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井直孝	—
代表取締役副社長	原義久	工事本部長
取締役	原淳一	営業本部長
取締役	丹波弘至	管理本部長
取締役	小出尋常	—
取締役	横山和彦	河西工業株式会社社外取締役
常勤監査役	花澤修一	—
常勤監査役	横倉一郎	—
監査役	佐藤嘉記	—
監査役	石原祥子	—

- (注) 1. 取締役小出尋常及び取締役横山和彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、監査役佐藤嘉記及び監査役石原祥子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役佐藤嘉記氏は弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役石原祥子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

【新任】

2019年6月27日開催の第88回定時株主総会決議により、就任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

就任時の地位	氏名
取締役	横山和彦
常勤監査役	横倉一郎

【退任】

2019年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、退任した監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏名
常勤監査役	宮城成之

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち、 社 外 取 締 役)	6名 (2名)	106,277千円 (11,400千円)
監 査 役 (う ち、 社 外 監 査 役)	5名 (2名)	21,185千円 (5,538千円)
合 計	11名	127,462千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。
4. 上記の監査役の支給人員には、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役（非常勤）	小 出 尋 常	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく発言を行っております。
社外取締役（非常勤）	横 山 和 彦	就任後開催の取締役会9回の全てに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく発言を行っております。
社外監査役（非常勤）	佐 藤 嘉 記	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。
社外監査役（非常勤）	石 原 祥 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	40,000千円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規定を定めております。また、その徹底を図るため、役職者教育等を行います。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営に関する重要な意思決定機能及び業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限及び責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会はグループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備しております。また、本社経営企画室は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理しております。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(6) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(7) 当社の監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

役職員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応することとしております。

(9) 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(10) 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担しております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行っております。取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役4名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社の内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店所を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

当社の監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、年8回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。

さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

当社の常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、支店長会議等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	千円
流 動 資 産	18,410,262	流 動 負 債	11,621,251
現金預金	3,846,711	支払手形・工事未払金等	8,157,119
受取手形・完成工事未収入金等	13,313,557	短期借入金	800,000
未成工事支出金	804,657	一年以内返済予定長期借入金	148,996
その他のたな卸資産	154,810	未払法人税等	468,871
その他	296,516	未払消費税等	200,795
貸倒引当金	△5,990	未成工事受入金	854,824
固 定 資 産	13,105,375	賞与引当金	340,307
有 形 固 定 資 産	10,139,592	完成工事補償引当金	10,108
建物・構築物	3,340,833	工事損失引当金	17,800
機械装置・車両	623,265	その他	622,430
工具器具・備品	74,755	固 定 負 債	3,662,091
土地	5,961,979	長期借入金	212,858
建設仮勘定	22,965	再評価に係る繰延税金負債	886,522
その他	115,792	退職給付に係る負債	2,294,987
無 形 固 定 資 産	47,847	その他	267,723
投資その他の資産	2,917,934	負 債 合 計	15,283,343
投資有価証券	2,010,196	純 資 産 の 部	
長期貸付金	26,603	株 主 資 本	14,468,451
破産更生債権等	54,447	資 本 金	1,751,500
繰延税金資産	806,035	資 本 剰 余 金	869,602
その他	58,188	利 益 剰 余 金	11,852,792
貸倒引当金	△37,537	自 己 株 式	△5,444
		その他の包括利益累計額	1,696,775
		その他有価証券評価差額金	129,917
		土地再評価差額金	1,698,058
		退職給付に係る調整累計額	△131,200
		非支配株主持分	67,066
資 産 合 計	31,515,637	純 資 産 合 計	16,232,294
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,515,637

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			36,861,426
売上原価			33,532,605
売上総利益			3,328,821
販売費及び一般管理費			1,895,210
営業利益			1,433,610
営業外収益			166,921
受取利息及び配当金	24,002		
貸倒引当金戻入額	2,024		
持分法による投資利益	121,592		
その他の	19,302		
営業外費用			34,826
支払利息	25,745		
その他の	9,081		
経常利益			1,565,706
特別利益			4,161
固定資産売却益	3,661		
投資有価証券売却益	500		
特別損失			7,910
固定資産除却損	6,579		
減損損失	76		
投資有価証券評価損	1,254		
税金等調整前当期純利益			1,561,957
法人税、住民税及び事業税	469,776		
法人税等調整額	36,301		506,078
当期純利益			1,055,879
非支配株主に帰属する当期純利益			11,323
親会社株主に帰属する当期純利益			1,044,555

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部				負 債 の 部					
				千円					千円
流 動 資 産				17,367,531	流 動 負 債				11,317,486
現 金 預 金	手 形	金 形		3,111,002	支 払 手 形			4,299,201	
受 取 手 形	未 収 入 金			1,426,527	工 事 未 払 金			3,626,609	
完 成 工 事	掛 金			10,304,916	短 期 借 入 金			800,000	
売 掛 金	未 成 工 事 支 出	金 品		1,305,814	一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金			148,996	
未 成 工 事	材 料 貯 蔵 品			770,245	リ ー ス 債 務			36,186	
短 期 貸 付	金 品			150,462	未 払 費 用			236,680	
前 払 費 用	金 品			14,914	未 払 法 人 税 等			123,677	
そ の 他 金	当 金			16,129	未 払 消 費 税 等			427,997	
貸 倒 引 当 金				271,397	未 成 工 事 受 入 金			854,824	
				△3,877	預 り 金			127,565	
固 定 資 産				12,258,824	賞 与 引 当 金			332,500	
有 形 固 定 資 産				10,036,288	完 成 工 事 補 償 引 当 金			8,900	
建 物 ・ 構 築 物				3,334,716	工 事 損 失 引 当 金			17,800	
機 械 装 置 ・ 車 両				612,277	設 備 支 払 手 形			86,317	
工 具 器 具 ・ 備 品				74,590	固 定 負 債			3,461,546	
土 地				5,875,945	長 期 借 入 金			212,858	
リ ー ス 資 産				115,792	リ ー ス 債 務			96,592	
建 設 仮 勘 定				22,965	長 期 預 り 金			156,000	
無 形 固 定 資 産				47,129	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債			886,522	
ソ フ ト ウ エ ア				25,456	退 職 給 付 引 当 金			2,094,442	
そ の 他 資 産				6,730	そ の 他			15,131	
投 資 そ の 他 の 資 産				14,942	負 債 合 計			14,779,033	
投 資 有 価 証 券				2,175,406	純 資 産 の 部				
関 係 会 社 株 式				582,945	株 主 資 本			13,020,276	
長 期 貸 付 金				763,262	資 本 金			1,751,500	
破 産 更 生 債 権				26,603	資 本 剰 余 金			869,602	
繰 延 税 金 資 産				53,351	資 本 準 備 金			600,000	
そ の 他 資 産				736,721	そ の 他 資 本 剰 余 金			269,602	
貸 倒 引 当 金				49,015	利 益 剰 余 金			10,404,617	
				△36,493	そ の 他 利 益 剰 余 金			10,404,617	
					繰 越 利 益 剰 余 金			10,404,617	
					自 己 株 式			△5,444	
					評 価 ・ 換 算 差 額 等			1,827,046	
					そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			128,987	
					土 地 再 評 価 差 額 金			1,698,058	
資 産 合 計				29,626,356	純 資 産 合 計			14,847,322	
					負 債 ・ 純 資 産 合 計			29,626,356	

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
完成工事高	31,050,193	35,652,875
製品等売上高	4,602,682	
売 上 原 価		32,540,156
完成工事原価	28,612,794	
製品等売上原価	3,927,361	
売 上 総 利 益		3,112,719
完成工事総利益	2,437,399	
製品等売上総利益	675,320	
販売費及び一般管理費		1,822,256
営 業 利 益		1,290,463
営 業 外 収 益		66,530
受取利息及び配当金	46,588	
貸倒引当金戻入額	1,801	
その他の	18,140	
営 業 外 費 用		34,713
支払利息	25,640	
その他の	9,072	
経 常 利 益		1,322,280
特 別 利 益		1,268
固定資産売却益	768	
投資有価証券売却益	500	
特 別 損 失		7,910
固定資産除却損	6,579	
減損損失	76	
投資有価証券評価損	1,254	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,315,638
法人税、住民税及び事業税	417,724	
法人税等調整額	39,041	456,765
当 期 純 利 益		858,872

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳下敏男 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大兼宏章 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳下敏男 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大兼宏章 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会

常勤監査役 花 澤 修 一 ㊟

常勤監査役 横 倉 一 郎 ㊟

監 査 役 佐 藤 嘉 記 ㊟

監 査 役 石 原 祥 子 ㊟

(注) 監査役 佐藤嘉記及び監査役 石原祥子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈× ㄇ 欄〉

定時株主総会会場ご案内図

開催会場

東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室

TEL : 03 (3453) 7351



交通のご案内

都バス、三の橋および仙台坂下バス停から当社までは、徒歩約3分です。

地下鉄、麻布十番駅から当社までは、徒歩約10分です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。